

入札参加資格審査申請手続き見直しのお知らせ【建設工事・コンサル】

令和10年度から、入札参加資格申請の受付及び認定の時期を変更します

1 入札参加資格申請の受付及び認定の時期の変更（令和10年度開始）



2 ①の移行準備について

認定後の入札参加資格更新期限が令和9年10月31日以降になる事業者について、通常の更新申請により、本市で名簿有効期限（入札参加資格更新期限）を令和11年3月31日※に統一して認定します。

※定期申請により認定する有効期間開始日（R11.4.1）の前日

事例は次のページ↓

3 ②の定期申請受付開始までの移行準備の例【建設工事】

対象者	(例) 経審※基準日	認定後の通常の有効期限	更新 認定後の通常の有効期限	移行準備として 統一した 有効期限	定期申請	
					受付時期	認定時期
【例1】 アの認定時に有効期限の延長の対象となる事業者	R8.4.1 ～ R9.3.31	R9.10.31 ～ R10.10.30	手続き無し (市で延長して認定)	R11.3.31 ※総合数値は延長前の有効期限(経審)で認定されたもので固定	R10.10月～11月(予定)	R11.4.1 (名簿有効期限R13.3.31) ※総合数値、希望業種は名簿有効期限まで固定
【例2】 イの認定時に有効期限の延長の対象となる事業者	～R8.3.31	～R9.10.30	R10.10.30 (市で延長して認定)			

認定後の有効期限が令和9年10月30日以前の事業者はイの更新申請が必要です。

※経審 = 経営規模等評価結果通知書

経審については、移行準備以後も毎年受審のうえ、経審の有効期限(経審基準日から1年7月)を経過する前に、最新の経審を本市に提出しなければ入札に参加できません。(建設業許可証も同様に、許可期限経過前に提出が必要です)

定期申請による認定においては、総合数値算定のもととなる経審の審査基準日の範囲を固定(R10.10月定期受付の経審基準日：R9.7.1～R10.6.30)し、発注者別評価の対象となる期間も変更になります。(後日お知らせ予定)

コンサル事例は次のページ↓

4 ②の定期申請受付開始までの移行準備の例【コンサル】

対象者	(例) 決算日	ア 認定後の通常の有効期限	イ 更新 認定後の通常の有効期限	移行準備として統一した有効期限	定期申請	
					受付時期	認定時期
【例1】 アの認定時に有効期限の延長の対象となる事業者	R8.4.1 ～ R9.3.31	ア申請 → R9.10.31 ～ R10.10.30	イ 手続き無し (市で延長して認定)	R11.3.31	R10.10月 ～11月 (予定)	R11.4.1 (名簿有効期限 R13.3.31)
【例2】 イの認定時に有効期限の延長の対象となる事業者	～R8.3.31	ア申請 → R9.10.30 イ申請 → R10.10.30	イ 手続き無し (市で延長して認定)			

認定後の有効期限が令和9年10月30日以前の事業者はイの更新申請が必要です。

なお、令和10年度の定期申請の受付時期や手続きは、令和10年6月頃にホームページで公開します。

【問い合わせ先】 長崎市契約検査課 総務係 (電話番号) 095-829-1160